

防地周第16396号
25.12.13
一部改正 防地周第4457号
26.3.28
防地周(事)第182号
28.4.1
防地周(事)第191号
30.4.23
防地地(事)第108号
令和5年3月31日
防地地(事)第135号
令和6年3月29日
防地地(事)第321号
令和6年8月29日

各地方防衛局長 殿

事務次官

民生安定施設の助成事業に係る補助事業等計画書の審査について(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、民生安定施設の助成事業の採択に関する指針について(防地周第13457号。23.11.8)は、廃止する。

添付書類：別紙

民生安定施設の助成事業に係る補助事業等計画書の審査について

(目的)

- 1 この通達は、防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号。以下「規則」という。）第3条第2項の規定による民生安定施設の助成事業に係る補助事業等計画書の審査に際して地方防衛局長及び東海防衛支局長（以下「地方防衛局長等」という。）が確認しなければならない事項を定め、もって当該事業の統一的かつ適正な実施に資することを目的とする。

(定義)

- 2 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 民生安定施設の助成事業 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「法」という。）第8条の規定（同条の規定に準ずるものを含む。）による助成事業（音響に起因する障害の緩和に資するために整備される施設（主な部分が建物であるものに限る。）に係るものを除く。）をいう。
 - (2) 施設整備助成事業 民生安定施設の助成事業のうち、新たな施設の整備（道路の改良、舗装及び舗装補修を含む。）に対する助成事業をいう。
 - (3) 改修工事助成事業 民生安定施設の助成事業のうち、既存の施設の改修工事に対する助成事業をいう。

(施設整備助成事業に係る確認事項)

- 3 地方防衛局長等は、規則第3条第2項の規定による施設整備助成事業に係る補助事業等計画書の審査に際しては、次の各号に掲げる施設について、それぞれ当該各号に掲げる事項を確認しなければならない。
 - (1) 有線ラジオ放送の業務を行うための施設並びに無線設備及びこれを設置するために必要な施設の整備については、防衛施設が所在する市町村及びこれに隣接し当該市町村と同様に障害が認められる市町村（当該防衛施設が飛行場である場合にあっては、当該隣接する市町村に隣接する市町村（原則として法第4条に規定する第一種区域が所在するものに限る。）を含む。以下「防衛施設所在市町村等」という。）の区域内において地方公共団体が行うものであって、次のアからオまでに掲げるいずれかの場合に該当するものであること。
 - ア 砲撃又は射撃若しくは爆撃（以下「砲撃等」という。）が実施される防衛

施設又はその周辺地域において農耕、採草、放牧、林業、山菜の採取若しくは漁業を行う住民又は漁船の操業の制限若しくは禁止（以下「操業制限等」という。）がなされている区域若しくはこれに隣接する区域において漁業を行う住民に対し、砲撃等の実施又は操業制限等の周知を図るために必要な場合

イ 飛行場、演習場、対地射爆撃場その他の防衛施設（以下「飛行場等」という。）の周辺地域において、自衛隊又は米軍の航空機による事故等（以下「航空機事故等」という。）が発生した場合における住民の避難又は消防活動の円滑化を図るために必要な場合

ウ 飛行場等の周辺地域において、防衛施設の設置又は運用により生ずる地域の分断、交通の渋滞その他の理由により、住民の避難又は消防活動の効率が低下する場合

エ 飛行場等の周辺地域において、自衛隊又は米軍の運用により生ずる騒音により地方公共団体による住民に対する放送を聴取することが困難となる場合

オ 防衛施設に配備される艦船、航空機等の著しい変更、防衛施設に設置される建物その他の工作物及び防衛施設を使用する人員の著しい増加その他防衛施設の運用の態様の変更（以下「防衛施設の運用の態様の変更」という。）によりその周辺地域の住民の生活が著しく阻害されると認められる場合で、地方公共団体が有線ラジオ放送の業務を行うための施設並びに無線設備及びこれを設置するために必要な施設を整備し、生活環境の改善を図ることによりその障害の緩和に資する場合

(2) 道路（街灯を含む。）の整備については、防衛施設所在市町村等の区域内において地方公共団体が行うものであって、次のアからエまでに掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

ア 飛行場等の周辺地域において、航空機事故等が発生した場合における住民の避難又は消防活動の円滑化を図るために必要な場合で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定により都道府県防災会議が作成した都道府県地域防災計画又は同法第42条の規定により市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長）が作成した市町村地域防災計画において、住民の避難又は消防活動のための道路として指定されている、又は指定手続中の道路を整備する場合

イ 自衛隊又は米軍の車両（以下「自衛隊等の車両」という。）が繰り返し通行していると認められる地域において、自衛隊等の車両以外の車両とのすれ違いへの支障、歩行者に危険を及ぼすおそれ、道路の損傷若しくは損壊、砂じんの飛散、渋滞、騒音又は振動が生ずる場合

ウ 市街地又は市街化しつつある地域において、防衛施設の設置又は運用によ

り生ずる地域の分断、交通の渋滞その他の理由により、住民又は車両の通行が阻害される場合において、迂回することができる道路を整備する場合

エ 防衛施設の運用の態様の変更によりその周辺地域の住民の生活が著しく阻害されると認められる場合で、地方公共団体が道路を整備し、生活環境の改善を図ることによりその障害の緩和に資する場合

(3) 消防施設（防衛施設周辺消防施設整備事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第129号）に規定する消防施設を含む。）の整備については、防衛施設所在市町村等の区域内において地方公共団体が行うものであって、次のアからウまでに掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

ア 飛行場等の周辺地域において、航空機事故等が発生した場合における住民の避難又は消防活動の円滑化を図るために必要な場合

イ 飛行場等の周辺地域において、防衛施設の設置又は運用により生ずる地域の分断、交通の渋滞その他の理由により、住民の避難又は消防活動の効率が低下する場合

ウ 防衛施設の運用の態様の変更によりその周辺地域の住民の生活が著しく阻害されると認められる場合で、地方公共団体が消防施設を整備し、生活環境の改善を図ることによりその障害の緩和に資する場合

(4) 公園、緑地その他の公共空地（以下「公園等」という。）の整備については、防衛施設所在市町村等の区域内において地方公共団体が行うものであって、次のアからエまでに掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

ア 飛行場等の周辺地域において、航空機事故等が発生した場合における住民の避難又は消防活動の円滑化を図るために必要な場合

イ 市街地又は市街化しつつある地域において、防衛施設の設置又は運用により生ずる地域の分断、交通の渋滞その他の理由により、従来から利用していた公園等への移動距離又は移動時間が増加する場合

ウ 防衛施設の周辺地域において、自衛隊又は米軍の運用により、住民の公園等（スキー場に限る。以下このウにおいて同じ。）の利用が阻害される場合であって、地方公共団体が公園等を整備することによりその障害の緩和に資する場合

エ 防衛施設の運用の態様の変更によりその周辺地域の住民の生活が著しく阻害されると認められる場合で、地方公共団体が公園等を整備し、生活環境の改善を図ることによりその障害の緩和に資する場合

(5) 水道の整備については、防衛施設所在市町村等の区域内において地方公共団体が行うものであって、次のアからエまでに掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

ア 防衛施設の形質変更等により、流水、湧水等が汚濁し、又は土地の保水力

が減退し、その周辺地域の住民の良質な飲料水又は雑用水（以下「飲料水等」という。）の確保が困難となる場合

イ 防衛施設への給水量又は防衛施設における地下水の取水量の増加により、その周辺地域における水道の水圧が低下し、又は井戸水等の水量が不足する場合

ウ 地方公共団体が防衛施設へ飲料水等の供給を継続的かつ安定的に行うため、水道の整備が必要となる場合

エ 防衛施設の運用の態様の変更によりその周辺地域の住民の生活が著しく阻害されると認められる場合で、地方公共団体が水道を整備し、生活環境の改善を図ることによりその障害の緩和に資する場合

(6) し尿処理施設又はごみ処理施設の整備については、防衛施設所在市町村等の区域内において地方公共団体が行うものであって、防衛施設の人口（自衛隊員又は外国軍人が常駐している防衛施設にあっては、原則として採択年度の前年度の当該防衛施設の定員（外国軍人にあっては4月1日現在の人員）とし、それによりがたい場合は、し尿処理施設又はごみ処理施設における処理計画量から算出した数とする。また、自衛隊員又は外国軍人が常駐していない防衛施設にあっては、原則として過去3箇年に当該防衛施設を使用した自衛隊員及び外国軍人の総人員を使用日数で除した数とする。）が200人以上であり、かつ、当該人口が当該地方公共団体の人口（し尿処理施設の整備にあっては、し尿とし尿浄化槽汚泥を併せて処理する場合には、計画目標年度における計画処理区域内人口から公共下水道による水洗化人口及び自家処理人口を控除した常住人口とし、し尿浄化槽汚泥のみを処理する場合には、計画目標年度におけるし尿浄化槽による水洗化人口とする。また、ごみ処理施設の整備にあっては、計画目標年度における計画処理区域内人口から自家処理人口を控除した常住人口とする。）に占める割合が200分の1以上であり、次のアからエまでに掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

ア 地方公共団体が、防衛施設から排出されるし尿（し尿浄化槽汚泥を含む。以下同じ。）又はごみ（以下「し尿等」という。）を一般のし尿等と併せて埋立て又は投棄により処理するため、埋立て又は投棄の場所の確保に困難を生じる場合

イ 地方公共団体が、防衛施設から排出されるし尿等を一般のし尿等と併せて処理しているし尿処理施設（し尿浄化槽汚泥のみを処理する施設を含む。以下同じ。）若しくはごみ処理施設が老朽化等により処理能力が低下し、又はし尿等の排出量の増加により処理能力が不足する場合

ウ 地方公共団体が、防衛施設から排出されるし尿等を継続的かつ安定的に受け入れるため、し尿処理施設又はごみ処理施設の整備が必要となる場合

- エ 防衛施設の運用の態様の変更によりその周辺地域の住民の生活が著しく阻害されると認められる場合で、地方公共団体がし尿処理施設又はごみ処理施設を整備し、生活環境の改善を図ることによりその障害の緩和に資する場合
- (7) 老人福祉センターの整備については、第4号の規定に準じたものであること。
- (8) 一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（体育館、コミュニティ供用施設、児童館、水泳プール及び保育用施設に限る。）の整備については、第4号の規定に準じたものであること。
- (9) 港湾施設の整備については、防衛施設所在市町村等の区域内において地方公共団体が行うものであって、次のア及びイに掲げるいずれかの場合に該当するものであること。
- ア 防衛施設の設置又は運用により、港湾施設の使用面積が縮小したため、船舶の接岸、荷役作業等に支障が生ずる場合
- イ 防衛施設の設置又は運用により、港湾施設の使用が著しく阻害されると認められる場合で、地方公共団体が港湾施設を整備し、その障害の緩和に資する場合
- (10) 農業用施設の整備については、防衛施設所在市町村等の区域内において地方公共団体が行うものであって、次のアからオまでに掲げるいずれかの場合に該当するものであること。
- ア 防衛施設の設置又は運用により、従来から利用していた採草地等を喪失し、又は林野雑産物の採取が阻害される場合
- イ 防衛施設の設置又は運用により、従来から利用していた農業用水が減少し、又は汚濁されたため、農業経営に支障を生じる場合
- ウ 防衛施設の設置又は運用により、農地の経営面積が縮小し、又は農業の振興計画が縮小され、若しくは中止される場合
- エ 防衛施設の設置又は運用により生ずる地域の分断、交通の渋滞その他の理由により、農地への移動距離又は移動時間が増加する場合
- オ 防衛施設の設置又は運用により、農業経営が著しく阻害されると認められる場合で、地方公共団体が農業用施設を整備し、その障害の緩和に資する場合
- (11) 林業用施設の整備については、防衛施設所在市町村等の区域内において地方公共団体が行うものであって、次のアからオまでに掲げるいずれかの場合に該当するものであること。
- ア 防衛施設の設置又は運用により、従来から利用していた林業経営地等を喪失する場合
- イ 防衛施設の設置又は運用による当該施設内の荒廃、立入制限その他の理由により、林業経営が阻害される場合

- ウ 防衛施設の設置又は運用により、林業の振興計画が縮小され、又は中止される場合
 - エ 防衛施設の設置又は運用により生ずる地域の分断、交通の渋滞その他の理由により、林業経営地への移動距離若しくは移動時間が増加する場合、又は林道を変更したため営林作業等に支障が生ずる場合
 - オ 防衛施設の設置又は運用により、林業経営が著しく阻害されると認められる場合で、地方公共団体が林業用施設を整備し、その障害の緩和に資する場合
- (12) 漁業用施設の整備については、地方公共団体が行うものであって、次のアからオまでに掲げるいずれかの場合に該当するものであること。
- ア 漁船の操業制限等水域の設定により、漁場又は漁業種類の変更、漁船の迂回航行等を余儀なくされる場合
 - イ 防衛施設の設置又は運用により、天然の藻場、魚礁等における漁業が阻害される場合
 - ウ 防衛施設の設置又は運用により、漁家が従来から利用していた海浜等が使用不能又は使用困難となる場合
 - エ 漁船の操業制限等水域周辺漁場で操業する漁船に対して、危険防止のための措置が必要となる場合
 - オ 防衛施設の設置又は運用により、漁業経営が著しく阻害されると認められる場合で、地方公共団体が漁業用施設を整備し、その障害の緩和に資する場合
- (13) 平成15年防衛施設庁告示第16号に掲げる施設又は平成24年防衛省告示第165号第3号に掲げる除雪機械の整備については、第3号の規定に準じたものであること。
- (14) 平成24年防衛省告示第165号第1号に掲げる施設の整備については、離島地域（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に掲げる離島をいう。）において地方公共団体が行うものであって、第4号の規定に準じたものであること。
- (15) 平成24年防衛省告示第165号第2号に掲げる施設の整備については、法第9条第1項の規定により指定された特定防衛施設関連市町村の区域内において地方公共団体が行うものであって、第3号の規定に準じたものであること。
- (16) 令和5年防衛省告示第67号第1号に掲げる施設の整備については、防衛施設所在市町村等の区域内において地方公共団体が行うものであって、防衛施設

の人口（自衛隊員又は外国軍人が常駐している防衛施設にあっては、原則として採択年度の前年度の当該防衛施設の定員（外国軍人にあっては4月1日現在の人員）とし、それによりがたい場合は、汚水を処理するための施設における処理計画量から算出した数とする。また、自衛隊員又は外国軍人が常駐していない防衛施設にあっては、原則として過去3箇年に当該防衛施設を使用した自衛隊員及び外国軍人の総人員を使用日数で除した数とする。）が200人以上であり、かつ、当該人口が当該地方公共団体の人口（計画目標年度における計画処理区域内人口から自家処理人口を控除した常住人口とする。）に占める割合が200分の1以上であり、次のアからウまでに掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

ア 地方公共団体が、防衛施設から排出される汚水を一般の汚水と併せて処理している汚水を処理するための施設が老朽化等により処理能力が低下し、又は汚水の排出量の増加により処理能力が不足する場合

イ 地方公共団体が、防衛施設から排出される汚水を継続的かつ安定的に受け入れるため、汚水を処理するための施設の整備が必要となる場合

ウ 防衛施設の運用の態様の変更によりその周辺地域の住民の生活が著しく阻害されると認められる場合で、地方公共団体が汚水を処理するための施設を整備し、生活環境の改善を図ることによりその障害の緩和に資する場合

（改修工事助成事業に係る確認事項）

4 地方防衛局長等は、規則第3条第2項の規定による改修工事に係る補助事業等計画書の審査に際しては、防衛施設所在市町村等の区域内において既存の施設の更なる有効活用を促進する観点から、次に掲げる施設（照明設備、給排水設備その他施設に付属する設備を含む。）について、それぞれ当該各号に定める規定に準じて行うものとし、また、当該改修工事が高齢者、身体障害者等が施設を円滑に利用できるようにするための改修、耐震改修その他の施設の利用の促進又は安全性の向上のために必要な場合であることを確認しなければならない。

(1) 公園、緑地その他の公共空地 第3項第4号

(2) 老人福祉センター 第3項第7号

(3) 一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設 第3項第8号

(4) 農業用施設（農民研修施設及び農民集会施設に限る。）、林業用施設（林業研修施設に限る。）又は漁業用施設（漁民研修施設に限る。） 第3項第10号から第12号まで

(5) 平成24年防衛省告示第165号第1号に掲げる施設 第3項第4号

(6) 平成24年防衛省告示第165号第2号に掲げる施設 第3項第15号

(審査に際し考慮すべき事項)

- 5 規則第3条第2項の規定による補助事業等計画書の審査に際して、地方防衛局長等は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動に及ぼす障害の程度に応じ、地方公共団体が行おうとする施設の整備及び改修工事が、効率的かつ効果的にその障害の緩和に資するものであるかについて、次の各号に掲げる事項を考慮するものとする。
 - (1) 特定防衛施設(法第9条第1項の規定により指定された特定防衛施設をいう。以下同じ。)については、その周辺地域の住民の生活又は事業活動に及ぼす障害が特に著しいことから、第3項に規定する施設の整備及び第4項に規定する改修工事について、特に重点的に助成を行う必要があること。
 - (2) 特定防衛施設以外の防衛施設のうち、飛行場、演習場、弾薬庫、貯油施設その他これらと同程度の障害を及ぼす防衛施設については、その周辺地域の住民の生活又は事業活動に及ぼす障害が著しいことから、第3項に規定する施設の整備及び第4項に規定する改修工事について、重点的に助成を行う必要があること。
 - (3) 特定防衛施設以外の防衛施設のうち、営舎施設、通信施設その他これらと同程度の障害を及ぼす防衛施設については、その周辺地域の住民の生活又は事業活動に及ぼす障害の程度を考慮し、その障害の緩和に資するため特に必要があると認められる場合に、第3項(第4号、第7号から第12号まで及び第14号を除く。)に規定する施設の整備及び第4項に規定する改修工事の助成を行うこと。
 - (4) 前3号に規定する防衛施設以外の防衛施設については、その周辺地域の住民の生活又は事業活動に及ぼす障害の程度を考慮し、その障害の緩和に資するため真に必要があると認められる場合に限り、第3項(第4号、第7号から第12号まで及び第14号を除く。)に規定する施設の整備及び第4項に規定する改修工事の助成を行うこと。
 - (5) 防衛施設の運用の態様の変更によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が著しく阻害されると認められる場合には、特にこれらを考慮し、前各項の規定にかかわらず、第3項に規定する施設の整備及び第4項に規定する改修工事の助成を行う必要があること。